

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 N A V I 「日・英原子力協定改正議定書」
著者 / 所属	寺林 裕介 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	31-32
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

日・英原子力協定改正議定書

1. 二国間原子力協定と保障措置

核物質や原子炉などの主要な原子力関連資機材を他国に移転するときには、これらの核物質等が移転先国において平和的目的に限って利用されることを法的に担保する必要がある。そのために核物質等の供給国と受領国との間で締結されるのが原子力協定であり、日本は現在、14 か国と 1 機関との間で協定を締結している¹。これらの協定では、移転された核物質、原子力関連資機材等が軍事目的に利用されたり、核実験のために転用されたりしないよう、国際原子力機関（IAEA）による保障措置の適用が義務付けられる。IAEA による保障措置とは、締約国が申告した核物質の計量情報や関連する原子力活動の情報を基にして原子力施設等で査察官が検認・検査を行うものである。

日本とイギリスの間では、イギリスのコールダーホール改良型原子炉を日本に導入するため、1958 年 6 月に原子力協定が締結された（1958 年 12 月発効）。この協定は、1968 年 3 月に相互に義務を負う協定に改正され（1968 年 10 月発効）、また、その有効期間 30 年後の 1998 年 2 月に改正され（1998 年 10 月発効）、現在に至る。この間、特に日英間における原子力協力の例としては、上記の日本に導入された初の商業用原子炉のほか、日本の使用済み燃料をイギリス・セラフィードの再処理工場（THORP）に委託した再処理事業があり、約 21 トンのプルトニウムがイギリス国内に保管されている。

2. 英国のユーラトム脱退への対応

イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU 及び欧州原子力共同体（ユーラトム）から脱退した。そのため、移行期間が終了（2020 年 12 月 31 日）するまでに、これまでユーラトムが代行してきたイギリス国内における保障措置の実施体制を整備し、それに伴ってイギリスが核物質、原子力関連資機材等の移転など協力関係にある各国との間で締結していた二国間原子力協定を改正、若しくはこれを新規に作成する必要があった。このうち保障措置については、イギリスと IAEA との間で、2018 年 6 月、新たな保障措置協定及び追加議定書が署名された。更にイギリス政府は国内法令の整備を進め、ユーラトムが行ってきた民生用原子力施設への査察等は、英国原子力規制室（ONR）が実施することとなった。また、原子力協定についてイギリスは各国と交渉を進め、米国（2018 年 5 月署名）、オーストラリア（2018 年 8 月署名）、カナダ（2018 年 11 月署名）、ユーラトム（2020 年 12 月署名）との間で新たな協定が作成された。

¹ 日本の原子力協定締結相手国は、カナダ（改正）、オーストラリア（新協定）、中国、米国（新協定）、フランス（改正）、イギリス（新協定）、欧州原子力共同体（ユーラトム）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、インドの 14 か国 1 機関。

日本とイギリスとの間においては、イギリスのEU及びユーラトム脱退後の日英原子力協定の扱いについて意見交換が行われ、2018年10月、同協定の改正交渉を開始することが公表された。続いて2019年2月、日英政府間において交換公文の署名が行われた。これは、英IAEA保障措置協定の署名を受け、同協定が実施されているときには、日英原子力協定第2条(b)による保障措置適用の義務を果たしていることを両国が確認するものである。その後の日英間交渉により、2020年12月16日、1998年に発効した現行協定の一部を改める「日・英原子力協定改正議定書」（以下「改正議定書」という。）が署名された。本改正議定書は、2021年3月5日、その締結について承認を求めるため国会に提出された。

3. 改正議定書の主な内容

これまで日英間の原子力協力についてイギリス側の保障措置としては、英・ユーラトム・IAEA保障措置協定及びユーラトム設立条約に基づく保障措置が適用されてきたが、本改正議定書により、今後は英IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づく保障措置が適用される（改正議定書第3条2）。その上で、改正核物質防護条約や原子力安全条約等の遵守に関する規定、知的財産の保護、情報の交換等に関する規定など、現行協定にはない日ユーラトム原子力協定の内容等が加えられた（同第6条、第9条等）。その他、日本が締結してきた近年の原子力協定を踏まえ、協定の対象に原子力関連技術が加えられた（同第2条等）。

表 日英原子力協定の構成（改正後）

協力の範囲 (第1条)	・ 専門家の交換 ・ 情報の提供・交換 ・ 核物質、資材、設備及び技術の供給 ・ 役務の提供	核物質防護 (第5条)	・ 附属書日の水準で維持 ・ <u>改正核物質防護条約に適合</u>
平和的利用 (第3条)	<u>協定の下での協力を平和的非爆発目的に限</u> <u>定。移転された核物質等は平和的非爆発目</u> <u>的のみ使用される</u>	協定終了の権利 (第11条)	・ 協定に違反する場合 ・ <u>IAEA保障措置協定の終了、重大な違反を</u> <u>する場合</u> ・ <u>日本：核爆発装置を爆発させる場合</u> ・ <u>英国：移転された核物質等を用いて核爆</u> <u>発装置を爆発させる場合</u>
保障措置 (第2条)	・ <u>日IAEA保障措置協定及び追加議定書</u> ・ <u>英IAEA保障措置協定及び追加議定書</u>	返還請求の権利 (第11条)	核物質、資材、設備、技術に基づく設備、 回収され又は副産物として生産された核物 質（時価の支払）
管轄外移転 (第6条)	・ 平和的利用等の保証が得られる場合 ・ 文書による事前同意がある場合	濃縮・再処理の 規制	なし
原子力安全 関連条約 (第7条のB)	<u>原子力事故早期通報条約、原子力事故援助</u> <u>条約、原子力安全条約、使用済燃料管理等</u> <u>安全条約の4条約に適合</u>	濃縮・再処理技 術等の移転規制	なし
知的財産(同C)	知的財産、技術の保護を確保		

(注) 下線は本改正議定書による改正部分
(出所) 筆者作成

日本とイギリスの間では、本改正議定書により、イギリスのEU及びユーラトム脱退後も、現在まで実施されてきた原子力協力のための法的枠組みが引き続き確保されることとなる。日本とイギリスは2012年より日英原子力年次対話を継続して開催しており、その協力関係を深化させている。核融合や廃炉技術についてロボットアームを活用するなど、日英間で共同研究を実施することが発表されており、今後の日英間の原子力協力関係が原子力施設等の安全にも寄与することが期待される。

てらばやし ゆうすけ
(寺林 裕介・外交防衛委員会調査室)